

第  
4751  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 6月17日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 消費税改正前後の取引

**Q**：平成26年に消費税の税率が改正されますが、その前後の取引に係る取扱いは、どのようになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

消費税の税率が平成26年4月1日から変わりますが、改正日前行った資産の譲渡等及び課税仕入等に係る消費税は、これまでどおりの取扱いとなります。したがって、改正日前に締結した契約に基づいて行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても改正日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、新しい税率が適用されます。また、改正日前に仕入れた商品を改正日以後に販売する場合には、販売については新しい税率が、仕入れについては旧の税率が適用されることとなります。

なお、決算締切日の取扱いを適用している場合においても、原則として、改正日前行われた資産の譲渡等及び課税仕入れ等については、旧税率が適用されますが、継続的に、売上と仕入れの締切日を一致させる処理をしている場合には、締日から改正日までの取引については、改正日以後の取引としているときは、新しい税率を適用することが認められます。また、改正日前に売上をした商品が改正日以後に返品された場合には、旧税率に基づく売上に対する対価の返還等として消費税を計算することになりますが、合理的な方法で継続して返品処理をしている場合には、その方法によることも認められます。

